

令和5年瑞穂町教育委員会第4回定例会 会議録

令和5年4月26日瑞穂町教育委員会第4回定例会が庁舎2階の会議室（2-1）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 田中 暁 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第12号 瑞穂町いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

- 日程第4 議案第13号 瑞穂町社会教育委員の委嘱について
日程第5 報告事項1 瑞穂町ひとり親家庭等学校給食費補助金交付要綱の一部改正について
日程第6 報告事項2 臨時代理の報告について（令和4年度一般会計補正予算（第13号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）
日程第7 報告事項3 令和4年度瑞穂町教育委員会後援名義について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年瑞穂町教育委員会第4回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において4番、村上委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

（「質問なし」の声）

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第12号、瑞穂町いじめ問題調査委員会委員の委嘱について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第12号については、瑞穂町いじめ問題調査委員会条例第5条の規定により、下記の者を委員として

委嘱したいので、本案を提出するものです。いじめに関する重大事態が発生した場合に、速やかに委員会を開催し、調査を行う必要があるため、第3回定例会議案第10号で上程した2人に加え、次の4人を委嘱します。おめくりください。氏名、酒井美恵子、宍戸博幸、富岡雅子、戸田祐佳、住所及び生年月日等は、記載のとおりです。

なお、任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第12号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました

鳥海教育長

日程第4、議案第13号、瑞穂町社会教育委員の委嘱について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第13号については、瑞穂町社会教育委員の任期が満了となるため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。氏名、石坂隆文、住所及び生年月日などは、記載のとおりです。任期は、令和5年5月1日から令和7年4月30日までです。

以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第13号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました

鳥海教育長

日程第5、報告事項1、瑞穂町ひとり親家庭等学校給食費補助金交付要綱の一部改正について、教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項1については、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、別紙のとおり、瑞穂町ひとり親家庭等学校給食費補助金交付要綱の一部を改正したので報告するものです。

詳細につきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長

説明します。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規程による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、今まで、国及び各地方公共団体が各々定めていた個人情報保護条例等は個人情報保護法に統合され、改正後の個人情報保護法に定められる全国的な共通ルールに則り運用することとなるので、瑞穂町個人情報保護条例が廃止され、新たに瑞穂町個人情報保護法施行条例が制定されたことにより、町の個人情報保護条例を引用している、本要綱を改正しましたので報告するものです。

2枚おめくりいただき、様式第1号をご覧ください。様式の右下のところ、「瑞穂町個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改めました。

附則としまして、この告示は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

鳥海教育長

ご質問ないようですので、委員にはさようご了承願います。

鳥海教育長

日程第6、報告事項2、臨時代理の報告について（令和4年度一般会計補正予算（第13号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）、教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項2については、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育

委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

令和4年度一般会計補正予算（第13号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、異議がない旨、同意したものです。

なお、本補正予算は令和5年3月31日専決処分されています。

詳細について、ご説明します。2枚おめくりください。高等学校等入学時奨学金ですが、補正前の額、240万円に対し、84万円を減額補正し、補正後の額を156万円としました。理由は、当初は40人の見込でしたが、最終的に対象者が26人となったことから、不要となった14人分の奨学金を減額したものです。

なお、1人あたりの奨学金の額は6万円です。

以上で説明を終わります。

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

ご質問ないようですので、委員にはさようご了承願います。

日程第7、報告事項3、令和4年度瑞穂町教育委員会後援名義について、教育部長より説明を求めます。

報告事項3については、令和4年度における瑞穂町教育委員会後援名義の使用許可について報告するものです。

1枚おめくりいただき、令和4年度瑞穂町教育委員会後援名義使用一覧をご覧ください。後援名義の使用を許可したのは、教育指導課4件、社会教育課10件、合計14件になります。

なお、事業名、主催団体、実施時期、実施場所及び実施目的については、表に記載のとおりです。No.1につきましては、許可しましたが、事業中止の連絡をいただいています。

以上で説明を終わります。

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

ご質問ないようですので、委員にはさようご了承願います。

鳥海教育長
鳥海教育長
鳥海教育長
教育部長

鳥海教育長
鳥海教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
これにて令和5年瑞穂町教育委員会第4回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時13分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員